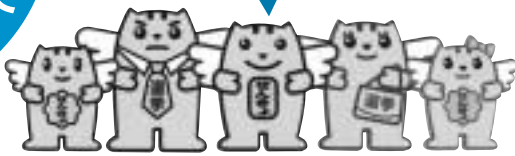


9月11日(日)は

衆議院議員選挙・
最高裁判所裁判官国民審査の
投票日です

投票時間は
午前7時から
午後8時まで





平成16年度「明るい選挙啓発ポスターコンクール」品川区特選・東京都入選 秋山亜由美さん(富士見台中学校)の作品

衆議院の解散に伴い、衆議院議員選挙が8月30日(火)に公示され、9月11日(日)に投票が行われることになりました。これに合わせて最高裁判所裁判官国民審査も行われます。

衆議院議員選挙は、「小選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」を行います。小選挙区選出議員選挙では、品川区は東京都第3区です。

投票の方法

投票用紙は、小選挙区を先に交付し、その投票が終わった後、比例代表と国民審査を同時に交付します。それぞれの投票用紙の記入方法は次のとおりです。

衆議院議員選挙

●小選挙区選出議員選挙
(投票用紙の色は白色)
候補者1人の氏名を記入します

○
○
○
○

●比例代表選出議員選挙
(投票用紙の色はオレンジ色)
政党名または政治団体名を記入します

◇
△
党

最高裁判所裁判官国民審査
(審査用紙の色はうぐいす色)

やめさせた方が
良いと思う裁判
官に「×」を記
入します

×			
▽	□	○	△
▽	□	○	△
▽	□	○	△

品川区で投票することができる方

昭和60年9月12日以前に生まれ、平成17年6月1日以前に品川区に転入の届け出をし、引き続き3カ月以上区内に住んでいる方です。

6月2日以後に転入の届け出をした方は、下表をご覧ください。

今回の選挙で投票することができる方・できない方

			投票できます	
			今の住所の 投票所で	前の住所の 投票所で
選挙人名簿に登録があり、住所に変更がない方			○	
区内で 転居した方	選挙人名簿に登録が ある方	8月14日以前に転居届をした方	○	
		8月15日以後に転居届をした方		○
品川区に 転入した方	6月1日以前に転入届をした方		○*1	
	6月2日以後に転入届 をした方（前住所地 の選挙人名簿に登録 がある場合）	前住所地を4月29日以前に転出した方	今回は投票できません	
		前住所地を4月30日～5月10日の間に 転出した方		期日前投票ができ る場合があります *2
		前住所地を5月11日以後に 転出した方		○
品川区から 転出した （する）方	6月1日以前に転出先に転入届をした方		○*1	
	6月2日以後に転出先 に転入届をした方 （品川区の選挙人名 簿に登録がある場 合）	品川区を4月29日以前に転出した方	今回は投票できません	
		品川区を4月30日～5月10日の間に 転出した方		期日前投票ができ る場合があります *3
		品川区を5月11日以後に転出した方		○
昭和60年9月13日以後に生まれた方			投票できません	

「転出」した日は、転出届をした日ではなく、実際に異動した日(転入届の異動年月日)です。

*1 5月30日～6月1日に転入届をした方は、期日前投票は9月2日(金)からとなります。

*2 投票できる期間が限られますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

*3 投票できる期間が限られますので、品川区選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前投票

選挙人名簿に登録されている方で、仕事や旅行などのため、投票日当日投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。投票の際には、入場整理券をお持ちください。

■期日前投票のできる場所・期間・時間

受付場所	受付期間	受付時間
区役所防災センター棟 6階 261会議室	8／31(水)～9／10(土) ※国民審査は9／4(日)～9／10(土)	午前8時30分～ 午後8時
地域センター	9／4(日)～9／10(土)	

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は、区役所・地域センターともに9月4日(日)からです。
※受付期間中は、土・日曜日を受け付けます。
※地域センターでは、平日の午後5時以降と土・日曜日は、通常の窓口業務は行いません。

不在者投票

●指定病院などでする不在者投票

東京都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入院(所)中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは病院、老人ホームにお問い合わせください。

●滞在先でする不在者投票

投票日に仕事や出産などで品川区外に滞在する方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。あらかじめ品川区の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の郵送に時間がかかりますので、請求は早めをお願いします。

●郵便などによる不在者投票

表1に該当する方は、自宅などで投票用紙に候補者氏名などを自書(必ず本人が記入)し、郵便などで投票できます。あらかじめ選挙管理委員会に申請・登録が必要です。
また、表1、表2ともに該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た「代理記載人」(選挙権のある方)1人に代筆させることができます。

■郵便などによる不在者投票ができる方

本人が投票用紙に自書できる方に限られます。

[表1]

	障害名など	等級など
身体障害者 手帳を お持ちの方	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級・3級
	免疫機能の障害	1級～3級
戦傷病者 手帳を お持ちの方	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	特別項症～第3項症
介護保険 被保険者証を お持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

■代理記載が認められる方

表1、表2ともに該当する方に限ります。

[表2]

	障害名	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	特別項症～第2項症

投票所入場整理券

投票所の入場整理券は、世帯ごとに「封書」で送付します。
封書には、1人1枚ずつ世帯全員分の入場整理券が同封されています。
投票の際には、入場整理券に記載されている投票所へ自分の名前が記載されている入場整理券をお持ちください(切り取る必要はありません)。
万一、入場整理券を紛失しても投票できますので、投票所の相談係にお申し出ください。

点字投票と代理投票

目や体が不自由なため、自分で字を書くことができない方は、「点字投票」や「代理投票」で投票することができます。
「点字投票」をする方のために、点字器を用意しています。
「代理投票」は、申し出により投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

在外投票

国外にお住まいで、在外選挙人証をお持ちの方は、「大使館などでの投票」または「郵便などによる投票」で、比例代表選出議員選挙の投票ができます。
選挙期日に一時帰国している場合には、指定の投票所または期日前投票所で投票することができます。

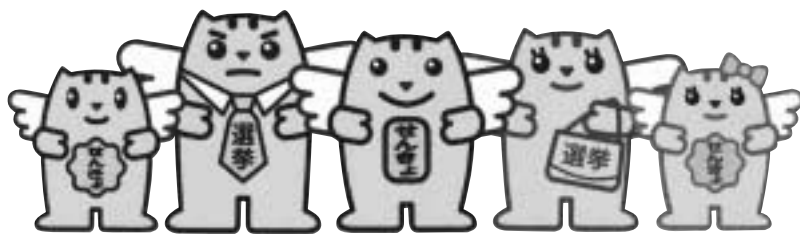
選挙公報

小選挙区選出議員選挙(東京都第3区)の候補者氏名、略歴、政見などを掲載した選挙公報と、比例代表選出議員選挙で名簿を届け出た政党・政治団体の政策などを掲載した選挙公報を発行します。
また、最高裁判所裁判官国民審査に付される裁判官の氏名、生年月日、略歴、関与した主な裁判などを掲載した審査公報も発行します。
各家庭には、9月9日(金)ごろまでにお配りします。お手元に届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

投票場所への出入り口の変更

●第二延山小学校(第28投票所)

投票場所は今までと同じ体育館ですが、校舎工事のため出入り口が立会道路側の旧幼稚園門付近からになります。



選挙の情報を
お知らせします

●品川区ホームページ

「トピックス」のコーナーに「選挙情報」があります。
<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

携帯電話からは、こちらをご覧ください。

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/mbi>

●品川区テレホンガイド「知ッテル区ん」

☎3777-7500

内 容	コード	案内日
期日前投票	8330	9月10日(土)まで
投票率速報	8440	9月11日(日)から
開票速報	8550	9月11日(日)から

問い合わせ／品川区選挙管理委員会事務局 ☎5742-6845

100

古紙配合率100%
再生紙を使用しています